高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年６月 30 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑥ハのうち、「東日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成26年７月１日」に改める。

高速道路「一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 24 号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 26 年６月 30 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉
新）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉

工事区間変更日　平成26年７月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 25 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）を下記の通り変更するとともに、料金公告１．⑶⑱、２．⑶２）⑥に基づく企画割引（以下「企画割引」という。）として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年６月 30 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

料金公告の変更

料金公告１．⑶⑥から⑱を１つずつ繰り下げ、⑤の次に次を加える。

⑥　平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ　割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）し、かつ、平日の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、⑤イの表に掲げる場合（ただし「平日朝夕割引」を「平日朝夕割引（コーポレート契約）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり算出する。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈡又は㈢を適用する場合を除く。

100－Ｗ（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈢を適用する場合を除く。

（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２）×100（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＬ、Ｌ’１、Ｌ’２及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ’２：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）
Ｗ　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

㈢　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。